4　マイコプラズマ及びリケッチア	牛肺疫及びアナプラズマ病		
		踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　石灰乳（十パーセント以上） 2　両性石けん液 3　逆性石けん液 4　その他の医薬品である消毒薬
		消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、身体、車両内部等を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　アルコール類（エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの） 2　その他の医薬品である消毒薬
		消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、車両を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　炭酸ナトリウム溶液（四パーセント） 2　水酸化ナトリウム溶液（二パーセント） 3　その他の医薬品である消毒薬

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、家畜伝染病予防法施行規則（次項において「規則」という。）第五十六条の三、第五十六条の八、第五十六条の九、第五十六条の二十七、第五十六条の三十二、第五十六条の三十四及び第五十六条の三十五に係る改正規定は、平成三十一年四月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2　この省令による改正後の規則第五十六条の三第二号、第五号、第十号及び第十一号に掲げる家畜伝染病病原体（同条第十号及び第十一号に掲げる家畜伝染病病原体については、血清亜型がH七N九であるものに限る。）に係る家畜伝染病予防法第四十六条の五第一項の許可を受けようとする者は、施行日の前においても、その申請を行うことができる。

○農林水産省令第二十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二日　　農林水産大臣　齋藤　健

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
別表第1（第1条関係）	別表第1（第1条関係）
（略）	（略）
2　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準	2　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準
(1)　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格 家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。	(1)　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格 家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。